

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十四号

##### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第五号中「三千六百元」を「人事委員会が認める程度の区分に応じて三千六百元を超えない範囲内で人事委員会が定める額」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。